

## 7. 病院群の構成等

別表

基幹型病院の名称（所在都道府県）：医療法人徳洲会 千葉西総合病院 （千葉県）

基幹型病院				協力型病院					臨床研修協力施設					研修プログラム	
所在都道府県	二次医療圏	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	名称	定員
千葉県	東葛北部	千葉西総合病院 (病院施設番号:030159)		千葉県	東葛北部		恩田第二病院 (病院施設番号:030160)		北海道	十勝		帯広徳洲会病院 (病院施設番号:031070)		千葉西総合病院群初期臨床研修プログラム	16名
				千葉県	東葛南部		秋元病院 (病院施設番号:040052)		北海道	日高		日高徳洲会病院 (病院施設番号:031061)		千葉西総合病院群初期臨床研修プログラム	
				千葉県	印旛		大栄病院 (病院施設番号: )		北海道	札幌		札幌南徳洲会病院 (病院施設番号:056506)		千葉西総合病院群初期臨床研修プログラム	
				千葉県	山武長生夷隅		浅井病院 (病院施設番号:034565)		新潟県	下越		山北徳洲会病院 (病院施設番号:032540)		千葉西総合病院群初期臨床研修プログラム	
				千葉県	東葛南部		船橋北病院 (病院施設番号:030404)		山形県	庄内		庄内余目病院 (病院施設番号:031060)		千葉西総合病院群初期臨床研修プログラム	
				東京都	区中央部		東京医科歯科大学病院 (病院施設番号:030187)		山形県	最上		新庄徳洲会病院 (病院施設番号:031124)		千葉西総合病院群初期臨床研修プログラム	
				千葉県	安房	追加	田村病院 (病院施設番号: )		山梨県	中北		白根徳洲会病院 (病院施設番号:031122)		千葉西総合病院群初期臨床研修プログラム	
							(病院施設番号: )		埼玉県	秩父		皆野病院 (病院施設番号:041002)		千葉西総合病院群初期臨床研修プログラム	
							(病院施設番号: )		千葉県	安房		館山病院 (病院施設番号:188802)		千葉西総合病院群初期臨床研修プログラム	
			(病院施設番号: )		愛媛県	宇和島		宇和島徳洲会病院 (病院施設番号:041004)		千葉西総合病院群初期臨床研修プログラム					

病院群を構成する臨床研修病院及び研修協力施設（病院又は診療所に限る）が同一の二次医療圏又は同一の都道府県を越えている場合は、その理由を以下に記載。

へき地・離島等を含めた医師不足地域における地域医療研修を行うため。  
 地域医療をとおし、様々な経験と能力形成が可能であり、基本的な診療能力を身に付けることができるため。  
 5. 臨床研修病院の指定の基準 (1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準 テ (イ) 地域医療のシステム化を図り、臨床研修病院群における緊密な連携を保つため、臨床研修病院群を構成する臨床研修病院及び臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る）は、原則、同一の二次医療圏内又は同一の都道府県内にあることを基本とし、それらの地域を越える場合は、以下のような正当な理由があること。  
 協力型病院精神科研修受入人数減少に伴い、精神科研修をすべての研修医に実施するため。

※ 該当する項目について、上から病院施設番号順に詰めて記入すること。

※ 病院群を構成するすべての基幹型病院、協力型病院及び臨床研修協力施設（今回の届出により削除しようとするものを含む。）の所在都道府県、二次医療圏、名称をそれぞれの「所在都道府県」、「二次医療圏」、「名称」欄に記入（既に病院施設番号を取得している研修病院等は番号を「名称」欄に記入）した上で、それぞれの施設が新たに臨床研修協力病院（協力施設）となる場合は「新規」欄に「○」を記入し、また、臨床研修病院（協力施設）を追加又は削除する場合にはそれぞれの施設が以前の病院群に追加されるか以前の病院群から削除されるかにより「追加・削除」欄に「追加」又は「削除」を記入すること。

※ 当該病院群に係るすべての研修プログラムの名称及び募集定員（自治医科大学卒業生分等マッチングによらないものを含む）を「研修プログラム」欄に記入すること。

## 7. 病院群の構成等

別表

基幹型病院の名称（所在都道府県）：医療法人徳洲会 千葉西総合病院 （千葉県）

基幹型病院				協力型病院					臨床研修協力施設					研修プログラム	
所在都道府県	二次医療圏	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	名称	定員
千葉県	東葛北部	千葉西総合病院 (病院施設番号:030159)					(病院施設番号: )		鹿児島県	肝属		大隅鹿屋病院 (病院施設番号:031123)		千葉西総合病院群初期臨床研修プログラム	
							(病院施設番号: )		鹿児島県	南薩		山川病院 (病院施設番号:076095)		千葉西総合病院群初期臨床研修プログラム	
							(病院施設番号: )		鹿児島県	奄美		名瀬徳洲会病院 (病院施設番号:031000)		千葉西総合病院群初期臨床研修プログラム	
							(病院施設番号: )		鹿児島県	奄美		瀬戸内徳洲会病院 (病院施設番号:033278)		千葉西総合病院群初期臨床研修プログラム	
							(病院施設番号: )		鹿児島県	熊本		屋久島徳洲会病院 (病院施設番号:033279)		千葉西総合病院群初期臨床研修プログラム	
							(病院施設番号: )		鹿児島県	奄美		徳之島徳洲会病院 (病院施設番号:030951)		千葉西総合病院群初期臨床研修プログラム	
							(病院施設番号: )		鹿児島県	奄美		沖永良部徳洲会病院 (病院施設番号:033280)		千葉西総合病院群初期臨床研修プログラム	
							(病院施設番号: )		鹿児島県	奄美保健		与論徳洲会病院 (病院施設番号:033281)		千葉西総合病院群初期臨床研修プログラム	
							(病院施設番号: )		鹿児島県	奄美		喜界徳洲会病院 (病院施設番号:033277)		千葉西総合病院群初期臨床研修プログラム	
							(病院施設番号: )		鹿児島県	奄美		笠利病院 (病院施設番号:041003)		千葉西総合病院群初期臨床研修プログラム	

病院群を構成する臨床研修病院及び研修協力施設（病院又は診療所に限る）が同一の二次医療圏又は同一の都道府県を越えている場合は、その理由を以下に記載。

へき地・離島等を含めた医師不足地域における地域医療研修を行うため。  
 地域医療をとし、様々な経験と能力形成が可能であり、基本的な診療能力を身に付けることができるため。  
 5. 臨床研修病院の指定の基準 (1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準 (イ) 地域医療のシステム化を図り、臨床研修病院群における緊密な連携を保つため、臨床研修病院群を構成する臨床研修病院及び臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る）は、原則、同一の二次医療圏内又は同一の都道府県内にあることを基本とし、それらの地域を越える場合は、以下のような正当な理由があること。

- ※ 該当する項目について、上から病院施設番号順に詰めて記入すること。
- ※ 病院群を構成するすべての基幹型病院、協力型病院及び臨床研修協力施設（今回の届出により削除しようとするものを含む。）の所在都道府県、二次医療圏、名称をそれぞれの「所在都道府県」、「二次医療圏」、「名称」欄に記入（既に病院施設番号を取得している研修病院等は番号を「名称」欄に記入）した上で、それぞれの施設が新たに臨床研修協力病院（協力施設）となる場合は「新規」欄に「○」を記入し、また、臨床研修病院（協力施設）を追加又は削除する場合にはそれぞれの施設が以前の病院群に追加されるか以前の病院群から削除されるかにより「追加・削除」欄に「追加」又は「削除」を記入すること。
- ※ 当該病院群に係るすべての研修プログラムの名称及び募集定員（自治医科大学卒業生分等マッチングによらないものを含む）を「研修プログラム」欄に記入すること。

## 7. 病院群の構成等

別表

基幹型病院の名称（所在都道府県）：医療法人徳洲会 千葉西総合病院 （千葉県）

基幹型病院				協力型病院					臨床研修協力施設					研修プログラム					
所在都道府県	二次医療圏	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	名称	定員				
千葉県	東葛北部	千葉西総合病院 (病院施設番号：030159)					(病院施設番号： )		沖縄県	宮古		宮古島徳洲会病院 (病院施設番号：033295)		千葉西総合病院群初期臨床研修プログラム					
							(病院施設番号： )		沖縄県	八重山		石垣島徳洲会病院 (病院施設番号：041005)		千葉西総合病院群初期臨床研修プログラム					
							(病院施設番号： )												
							(病院施設番号： )												
							(病院施設番号： )												
							(病院施設番号： )												
							(病院施設番号： )												
							(病院施設番号： )												
							(病院施設番号： )												
							(病院施設番号： )												

病院群を構成する臨床研修病院及び研修協力施設（病院又は診療所に限る）が同一の二次医療圏又は同一の都道府県を越えている場合は、その理由を以下に記載。

へき地・離島等を含めた医師不足地域における地域医療研修を行うため。  
 地域医療をとし、様々な経験と能力形成が可能であり、基本的な診療能力を身に付けることができるため。  
 5. 臨床研修病院の指定の基準 (1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準 (イ) 地域医療のシステム化を図り、臨床研修病院群における緊密な連携を保つため、臨床研修病院群を構成する臨床研修病院及び臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る）は、原則、同一の二次医療圏内又は同一の都道府県内にあることを基本とし、それらの地域を越える場合は、以下のような正当な理由があること。

- ※ 該当する項目について、上から病院施設番号順に詰めて記入すること。
- ※ 病院群を構成するすべての基幹型病院、協力型病院及び臨床研修協力施設（今回の届出により削除しようとするものを含む。）の所在都道府県、二次医療圏、名称をそれぞれの「所在都道府県」、「二次医療圏」、「名称」欄に記入（既に病院施設番号を取得している研修病院等は番号を「名称」欄に記入）した上で、それぞれの施設が新たに臨床研修協力病院（協力施設）となる場合は「新規」欄に「○」を記入し、また、臨床研修病院（協力施設）を追加又は削除する場合にはそれぞれの施設が以前の病院群に追加されるか以前の病院群から削除されるかにより「追加・削除」欄に「追加」又は「削除」を記入すること。
- ※ 当該病院群に係るすべての研修プログラムの名称及び募集定員（自治医科大学卒業生分等マッチングによらないものを含む）を「研修プログラム」欄に記入すること。